

第 681 回兵庫地方最低賃金審議会

議事録

令和 7 年 10 月 2 日 (木) 9 時 30 分～10 時 33 分	
兵庫労働局 第 3 共用会議室	
公益代表委員	坂本委員、庭本委員、三上委員、山口委員
労働者代表委員	小菅委員、小西委員、中西委員、森田委員
使用者代表委員	倉本委員、松岡委員、松下委員、吉川委員
事務局	金成労働局長、岡本労働基準部長、安積賃金室長、 山本賃金指導官、山中労働基準監督官、村田労働基準監督官
(1) 特定最低賃金の改正の必要性の有無の審議について (2) 特定最低賃金の金額改正の審議等について (3) その他	
議事内容	
○村田労働基準監督官 定刻となりましたので、始めさせていただきます。 各委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。 本日は、千田委員、堀井委員、谷口委員が御欠席ですが、審議会令第 5 条第 2 項の規定による定足数を充足しておりますことを御報告させていただきます。 それでは、これから議事進行につきまして、会長にお願いいたします。	
○山口会長 ただ今から、第 681 回兵庫地方最低賃金審議会を開会します。 各委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。 本日の審議会につきましても、公開としていますが、傍聴者の方におかれましては、受付でお渡ししている遵守事項に記載していますとおり、注意事項を守って傍聴していただき、円滑な議事進行に御協力いただきますようお願いいたします。 それでは、議事次第の (1) 「特定最低賃金の改正の必要性の有無の審議について」に入りたいと思います。 「改正必要性の有無」については、各専門部会を設置し、それぞれの専門部会において、審議を行ってまいりました。 改正必要性の有無の審議については、全会一致で決議した場合には、最低賃金審議会令	

第6条第5項を適用し、必要性の有無の答申まで行うこととなります。全会一致とならなかった場合は、本日この本審で審議を行い、答申させていただくことになります。

今年の特定最低賃金の専門部会において、申出のあった7件については、8月20日から慎重に審議をしていただき、自動車小売業を除く6件について、改正の必要性ありとの結審に至り、続いて金額改正の審議を行っていただきました。

一方、自動車小売業については、必要性の有無について、全会一致に至りませんでした。

したがいまして、本日の議題（1）として、自動車小売業についての最低賃金改正の必要性の有無について審議を行っていただくことになります。

まず、専門部会報告について、事務局で読み上げていただき、その審議の経過や結果について、坂本部会長から報告いただきたいと思います。

では、事務局の方よろしくお願ひいたします。

○村田労働基準監督官

はい、では、お手元の兵庫地方最低賃金審議会第681回審議会資料の29ページを御覧ください。

それでは、読み上げさせていただきます。

令和7年9月9日

兵庫地方最低賃金審議会

会長 山口 隆英 殿

兵庫地方最低賃金審議会

兵庫県自動車小売業最低賃金専門部会

部会長 坂本 知可

兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当専門部会は、令和7年7月18日、兵庫地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかつたので報告する。

なお、本件の審議に当たつた当専門部会の委員は下記のとおりである。

公益代表委員 坂本 知可、高階 利徳、山口 隆英

労働者代表委員 長嶋 祐輔、橋本 欣也、森田 直樹

使用者側代表委員 東 健一郎、今井 晋生、倉本 信二

以上です。

○山口会長

ありがとうございます。

それでは、坂本委員よろしくお願ひします。

○坂本委員

それでは、坂本より自動車小売業の専門部会について、審議経過・結果を報告させていただきます。

審議の結果につきましては、先ほどもありましたが、改正の必要性なしということになっております。

経過についてですが、9月3日と9月9日に2回にわたって、必要性についての審議を行いました。

1回目ですが、労働者側は、昨年については、最終的に「必要性なし」という審議結果でした。個々の会社において、賃上げを判断すべきだという使用者側のお話もあって、そういうことでまとまりましたが、確かに、自由競争の原則では正論ですが、兵庫県最低賃金を土台として賃上げをするということであれば、他業種との競争力が保てなくなる。また、同一労働・同一賃金の観点を踏まえると、大手ディーラーの賃金をベースに考えなければ、生き残りのかかる特に地方の販売店やその労働者に将来性が見込めない。また、広い地域にわたって自動車販売を維持していくためにも、人材確保・定着が必要であって、自動車小売業の魅力を向上させるために、改正必要性はあるという御主張をされました。

使用者側は、今年の地域最低賃金が時間額1,116円ということで答申されて、それによって、かなり負担が増加しており、特に中小企業事業者には厳しい状況にある。倒産件数が増えていて、件数の割には負債総額というのが少ないので、やはりそういった点からも、中小事業者の倒産が増えているのではないかということをおっしゃいました。自動車小売業というのは、大手ディーラー、独立系ディーラー、新車販売、中古車販売等と多種多様な業態であって、一括りに自動車小売業としての枠組みで議論することについては疑義があるということもおっしゃって、改正決定の必要性は認められないということを御主張されました。

1回目がそのような内容で、2回目についても、そこまで議論が動かず、労働者側からはかなり大部の資料が出されまして、その資料に基づいて、御説明をいただきました。特に地方は公共交通機関が衰退しているため、自動車というのは、必需品になっている。大手ディーラーの空白地域を埋めている中小販売業者の事業継続というのを考えると賃金引上げを検討することは非常に重要であるということをおっしゃいました。また、全国的にみて、必要性なしという結果に至っている地域も多いのですが、埼玉県等は自動車小売の現状に鑑みて、地域最低賃金より優位な特定最賃というのを必要性ありとしている。特定最賃をベースに賃上げを進めて、当該産業の魅力ある賃金を提示していくかなければ、人材確保もままならないといったことをおっしゃっておりました。

他方で、使用者側は、やはり自動車産業自体経営が厳しいという中で、事業者は労働者の雇用を継続することが重要であり、地域最低賃金で精一杯のところであるということをおっしゃって、労使で議論もしていただきましたが、最終的に議論はまとまらず、改正の必要性はないという結果に至ったという次第になります。以上です。

○山口会長

ありがとうございます。

ただ今の説明について、自動車小売業の専門部会に出席された労使の委員から付け加えて説明していただくことはございますでしょうか。

○森田委員

はい。

○山口会長

では、森田委員お願ひします。

○森田委員

専門部会の必要性審議の経過については、部会長報告のとおりと思いますが、当該産業の労働側専門部会委員から、本審議会において、発言を要請されておりますので、お伝えをしていきたいと思います。

今年度の自動車小売業最低賃金の必要性審議に関して、労働者側委員は、昨年以上に資料を充実させて、兵庫県の労働力の現状、年度・地域別の自動車保有状況、他の業種の賃金動向、他の地域の賃金水準など、多方面から審議に臨んだところあります。

しかしながら、使用者側からは、昨年に続き、「兵庫県の最低賃金がここまで上がると、最低賃金水準でも経営負担が増大する。」ということであったり、「中小規模の小売店が多い地方では、都市部と比べて物価が低いために、現行相場でも十分だ。」そのような回答が示されるにとどまりました。具体的な資料というのも御努力はされたとはお聞きしておりますが、実際には資料は提示されずに、改正の必要性ありには至りませんでした。

労働者側が提出した資料は、私達が所属しています自動車総連の協力も得て、兵庫県内はもとより全国の各種の統計資料を精査したのですが、使用者からの根拠資料が示されないままでは、現場の実態や課題が置き去りになるという印象は拭えないと思っております。

第1回の専門部会において、厚生労働省の労働基準局が作成しました「特定最低賃金の審議における労使イニシアティブの促進に向けた参考事例について」の説明がありました。特定最賃の制度趣旨に鑑みれば、データに基づく根拠を示すことが求められており、使用者側の主張は本制度の趣旨に沿わないものといえます。

自動車小売業は対象範囲が広く、従業員の実態把握が難しい面もあります。しかし、とりわけ都市部以外の住民にとって中小自動車小売店は生活の基盤である移動手段を支える重要な存在であり、こうした小売店で働く労働者の労働条件を引き上げて、事業を持続的に維持するためにも、引き続き特定最低賃金の必要性を主張していくということをぜひ御理解いただきたいということあります。以上です。

○山口会長

ありがとうございます。
使用者側から何かございますか。

○使用者側委員
いいえ、特にございません。

○山口会長
改正必要性の有無については、2回にわたり、専門部会において、審議を尽くし、この専門部会報告に至ったものです。

本日はこの専門部会報告について、出席者の委員の方から御意見等をいただき、その後部会報告の内容について、労使の委員の確認を取り、改正必要性の有無についての答申を行いたいと思います。

ここで、労使それぞれ打合せの時間は必要でしょうか。

○労使委員
(申出なし)

○山口会長
それでは、部会報告の内容について、御意見を再確認したいと思います。
ここで、双方の意見が一致しない場合は、全会一致での議決に至らず、必要性は認められないという結論になります。
それでは、まず労働者側委員の方は、兵庫県自動車小売業最低賃金改正について、必要性を認めるという意見でよろしいでしょうか。

○労働者側委員
はい。

○山口会長
では、続いて、使用者側委員の方は、兵庫県自動車小売業最低賃金改正において、必要性を認めないとする意見で変わりないでしょうか。

○使用者側委員
はい。

○山口会長
ただ今、本審としては、労使双方に専門部会報告の内容について、御意見を再確認させていただきましたが、結論としては、全会一致に至らず、改正の必要性ありとはなりませんでした。

したがいまして、本審議会での結論も専門部会報告のとおり、自動車小売業最低賃金については、全会一致に至らず、必要性ありとの結論に達し得なかったということになります。

この内容で局長に答申を行うこととなります。

では、事務局は、この内容で答申文（案）を作成してください。

○安積賃金室長

はい、それでは、準備いたしますので、しばらくお待ちください。

（事務局、当該文書を用意し、会長に答申文（案）の確認をいただき、確認後、答申文（案）を出席者に配布）

○山口会長

では、まず答申文（案）の確認をしたいと思います。

事務局で答申文（案）を読み上げてください。

○村田労働基準監督官

はい。

令和7年10月2日

兵庫労働局長

金成 真一 殿

兵庫地方最低賃金審議会

会長 山口 隆英

兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和7年7月18日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかつたので答申する。

以上です。

○山口会長

ありがとうございます。

ただ今、読み上げていただいた答申文（案）の内容でよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○山口会長

それでは、答申文（案）から（案）を消したものと答申文として、本審に答申することとします。

（会長から労働局長に「答申文」を手交）

（事務局、出席者に「答申文」の写しを配布）

○山口会長

それでは、議題（2）の「特定最低賃金の金額改正の審議等について」に移ります。

各専門部会が金額改正の審議において、全会一致で決議した場合、その審議経過の報告を行い、全会一致で決議されなかった場合は、この本審において、改正審議を行うということになっております。

今年度は、残りの各専門部会では、金額改正審議において、全て全会一致で決議し、答申が行われているため、事務局において、各専門部会での審議状況にかかる配布資料等の説明をしていただき、その後、各部会から報告をいただきたいと思います。

では、事務局から説明をお願いいたします。

○安積賃金室長

はい、事務局より、資料の説明をさせていただきます。

お手元にお配りしております第681回審議会資料と題した資料を御用意ください。

資料の1枚をめくっていただきますと、資料目次を付けております。

1ページ目と2ページ目を御覧いただきますと、今年度の専門部会の委員の一覧表を付けさせていただいております。

左上が地方最低賃金審議会、つまり本審の委員の方の一覧になりますし、それ以外は、各産業別の特定最賃の専門部会の委員の方の一覧となります。

◎が付してあるところが各部会長、○が付してありますのが部会長代理ということでございます。

3ページ目を御覧いただきたいと思います。こちらが今年度申出いただきました7件の特定最低賃金につきまして、答申、改正、改定の状況を一覧にしたものとなっております。

今年度につきましては、申出をいただきました7件につきまして、自動車小売業は改正必要性なしということで報告があり、先ほど答申をいただいております。

また、その右側の4ページ目を御覧いただきますと、こちらが今年度の審議経過の一覧となります。

下のところで黄色く塗ったところが金額審議を行った日程を表記しており、黄色く塗

っていないところは必要性審議の経過、年月日を記載しております。

この表の上の 3 枠目、4 枠目の改正の必要性のところを御覧いただきますと、7 月 18 日に改正必要性及び金額改正に係る諮問をさせていただきまして、そこからスタートして、最低賃金法第 25 条第 1 項及び第 2 項によります各専門部会の設置の決議をいただいたところとなっております。

また、改正必要性の審議の段階から、各専門部会で御審議をいただいたという状況となっております。

7 つの特定最賃の専門部会を開催したところですが、必要性審議につきましては、8 月 20 日から 9 月 9 日まで延べ 11 回開催しており、金額改正審議につきましては、9 月 16 日から 10 月 1 日まで延べ 11 回審議をしていただいたという状況となっております。

続きまして、5 ページ目以降になるのですが、先ほども自動車小売業につきまして、一部読み上げがございましたが、各専門部会ごとの報告書並びに答申文の写しをそれぞれお付けしております。また、御確認いただければと思います。資料関係につきまして、事務局からの説明は以上となります。

○山口会長

ただ今事務局から特定最賃の審議に関わる資料についての説明がありました。

各委員の方から、何か質問等ございますでしょうか。

○各委員

(特になし)

○山口会長

それでは、続いて、金額改正の審議を行っていただいた各専門部会の審議の経過や結果について、各部会長から報告いただきたいと思います。

塗料製造業含む 6 つの特定最賃について、担当した部会長ごとにまとめた順に説明いただければと思います。

まず、塗料製造業の部会長の坂本委員から報告をお願いいたします。

○坂本委員

塗料製造業について、御報告をさせていただきたいと思います。

審議結果につきましては、現行額が 1,099 円で、改正額 1,158 円となり、引上げ額がプラス 59 円ということになっています。全会一致で、令和 7 年 9 月 19 日に結審しております。

審議内容・経過について、御説明申し上げます。

専門部会は、8 月 21 日に改正必要性についての審議を行って、その後 9 月 17 日、9 月 19 日と金額審議を行い、計 3 回で審議を終えました。

審議内容ですが、8 月 21 日の 1 回目の審議においては、労働者側から 2025 年度の業界

組合での春闘において平均 5.13%の賃上げを実現しており、人材確保と業界発展のために、特賃においても同様の引上げが必要だということで、改正の必要性ありとの御主張がなされました。

使用者側からは、地賃の引上げが今後も大きいと思われる所以、長期的には特賃の意義が薄まるということから、今後のことを含めて検討していくことを前提に議論を進めたいということをおっしゃって、業界の雇用・人材確保のため優位性、特異性は必要なので、特賃の改正決定は必要であるという御主張がなされました。

その結果、必要性審議については、全会一致で合意に至ったということになります。

その後、金額改正の審議については、1回目が9月17日で、労働者側から塗料製造業は様々な部材を保護する上で、化学薬品を扱うなどといったことから3K職場という認識が根付いていて、地賃や他産業との優位性を高めるために特賃が設置されているという意義を説明されました。産業の人材確保、産業全体の発展のため、また、今年の春闘で塗料加盟労組加重平均の賃金改善が達成されていることから、これを未組織労働者へ波及をするためにも、61円引上げの時間額1,160円が必要であるとの御主張がなされました。

一方で、使用者側は業界組合の調べでは、昨年度は塗料の生産は減少しているものの、船舶の修繕需要等で売上げは堅調に推移している。生産減に対して、売上げが上がっているのは、価格転嫁に拠るところである。大手企業は価格転嫁が進んでいるが、中小企業については遅れ気味でその経営は厳しいといったことを理由にされて、2025年の賃金改定状況調査結果の第4表①にある全産業のBランクの賃金上昇率2.9%を根拠として、32円引上げの時間額1,131円を御主張されました。

その後、公労、公使会議を経たものの、1回目については、合意に至らず継続審議ということになりました。

その2日後の9月19日の審議では、冒頭に使用者側から情報をいただきまして、資料としては県内100人から299人規模の全産業での2025年度の賃上げ率4.65%を基にして、52円引上げの1,151円という金額が新たに提示されました。

その後、公労、公使で何度か協議を行いました、協議の結果、それぞれが歩み寄った形で、59円引上げの1,158円ということで全会一致で結審いたしました。以上になります。

○山口会長

ありがとうございます。

ただ今の報告について、補足、御意見等ございますでしょうか。

○各委員

(特になし)

○山口会長

それでは、続いて、鉄鋼業とはん用機械器具製造業の専門部会について、部会長の三上委員から報告をお願いいたします。

○三上委員

それでは、まず鉄鋼業最低賃金専門部会の結論と審議経過について、御報告いたします。審議の結果につきましては、現行額 1,116 円のところ、改正額は 1,180 円、引上げ額はプラス 64 円ということになりました。

全会一致により、令和 7 年 10 月 1 日に結審しております。

発効日は、令和 7 年 12 月 1 日です。

審議の内容ですが、専門部会は 8 月 27 日に改正必要性の審議を行い、引き続き、9 月 16 日、9 月 26 日、10 月 1 日の 3 回にわたって、金額審議を行いました。計 4 回の開催となりました。

改正必要性の審議についてですが、8 月 27 日の審議で、労働者側は、鉄鋼業は専門性が求められること、過酷な環境での作業が多いことなどから地域の最賃よりも優位性のある水準が必要である。基幹労連において、引き続き高水準での賃上げを実現しており、この賃上げの流れを中小規模事業者の未組織労働者にも波及させるために、改正の必要性ありという御主張でした。

使用者側からは、トランプ関税交渉の経過や内外経済及び鉄鋼需要の動向を引き続き注視する必要があるが、鉄鋼業において人材確保・定着の観点から、賃金については地域最賃よりも優位性の維持が必要であるため、引上げ額の程度については慎重に検討するということを前提としつつ、改正の必要性についてはありという主張がありまして、全会一致で合意されました。

続いて、金額改正の審議についてですが、1 回目 9 月 16 日の審議では、労働者側は、最賃改正申出時の労働協約最下限額の前年度からの増加率 7.5% を根拠に 84 円引上げの 1,200 円を提示されました。使用者側は、今年の賃金改定状況調査結果の第 4 表①にある製造業の賃金上昇率 2.2% を根拠に 25 円引上げの 1,141 円を提示されました。

このときには合意に至らず、2 回目の 9 月 26 日の審議では、労働者側から基幹労連加盟組合定昇込みの賃上げ率平均 6.3% を踏まえて、71 円引上げの 1,187 円が再提示されました。使用者側からは労組のない企業の労働者に波及する根拠ある数値として、今年の春闘の連合兵庫の最終回答集計の製造業 99 人未満賃上げ率 4.46% を基に 50 円引上げ、1,166 円を再提示されました。公労、公使、労使で繰り返し協議をされました。この日も当日中に合意に至らず、さらに審議を継続することとなりました。

3 回目 10 月 1 日の審議では、労働者側から 2025 年の連合春闘回答の有期・短時間・契約等労働者の賃上げ率 5.81% を踏まえて、65 円引上げの 1,181 円が再提示されました。使用者側からは地域最低賃金 B ランクの目安額を踏まえて、63 円引上げの 1,179 円が再提示されました。それを踏まえて、労使、公使、公労と協議を重ねましたが、労使双方から公益案の提示が求められました。

公益案として、兵庫県の政労使会議における賃金引上げの継続を図るという共同宣言、それからさらに他の産業との優位性を維持する必要性があるということ、これは労使とともに共通認識ですので、それを踏まえて、64 円引上げの 1,180 円を提示いたしましたところ、その公益案に対して、御賛同いただき、三者合意となって、全会一致で結審に至りました。

した。そういう経過でございます。

○山口会長

何か質問等ございますでしょうか。

○各委員

(特になし)

○山口会長

それでは、引き続きはん用機械器具製造業最低賃金専門部会について、お願ひいたします。

○三上委員

それでは、引き続きはん用機械器具等製造業最低賃金専門部会の審議結果と経過について、御報告いたします。

審議結果ですが、現行額は 1,087 円で、改正額は 1,150 円で引上げ幅はプラス 63 円ということになりました。

全会一致により、令和 7 年 9 月 30 日に結審しております。

発効日は、同じく令和 7 年 12 月 1 日になります。

審議内容ですが、専門部会は 9 月 1 日に必要性審議を行い、9 月 26 日と 9 月 30 日の 2 回に金額審議、計 3 回の審議を開催いたしました。

改正の必要性についてですが、まず 9 月 1 日の審議では、労働者側から、2025 年の春闘において連合集計で平均 5.18% と昨年を上回る賃上げになったということ。この賃上げの流れを非正規労働者や未組織労働者に波及させねばならない。当該産業の特徴は県内では 4 番目であり、優秀な人材を確保・定着させるためには地賃やその他の業種の特徴と比較してもより高い水準であることが求められる。したがって、当該産業にふさわしい水準に設定するために改正の必要性ありという御主張でした。

一方、使用者側からは、2025 年上半期企業倒産件数は 3 年連続増加していることからも、最低賃金の見直しについては慎重な判断が求められるという御指摘がありましたが、一方で、政府の目標を斟酌することも必要なこと、当産業は適用労働者数も多いことなどから特定最低賃金については金額の改正は必要性ありとせざるを得ない。その引上げ額の程度については慎重に検討するという前提のもとで、改正の必要性ありと判断せざるを得ないという御主張で、必要性については、全会一致で必要性ありということで合意いたしました。

続いて、金額改正の審議経過ですが、1 回目は 9 月 26 日です。

労働者側からは、地域最低賃金の引上げ額 64 円に特定最低賃金の優位性確保及び地域格差の是正、未組織労働者等への波及としてプラス 14 円、合計 78 円引上げの 1,165 円が提示されました。使用者側からは、今年度の春闘における連合兵庫第 7 回集計結果の全業

種の労働者 300 人未満の引上げ率 5.06%を勘案して、55 円引上げの 1,142 円を提示されました。

その後、公益が労使それぞれと協議を進めましたが、合意に至らず継続審議となり、9 月 30 日に 2 回目の審議を行いました。

2 回目の審議では、冒頭労働者側から、再検討の結果が示され、2025 年地域最低賃金の引上げ額であるプラス 64 円と大阪との地域間の格差を正分を加味したプラス 2 円ということで、合計 66 円の引上げ、1,153 円が提示されました。

使用者側からは、再検討の結果、63 円引上げの 1,150 円が提示されました。

それを受け、公労、公使、労使で協議を繰り返した結果、最終的に労働者側が歩み寄られる形で、63 円引上げの 1,150 円で三者合意による全会一致に至りました。

なお、この合意に当たりまして、労働者側から地域最低賃金引上げ幅を賃金の重要な要素として議論をしていくことが求められる。来年の審議にこの趣旨を引き継いで、地賃の引上げ幅を重要な要素として、考慮するということになりました。

ということで、最終的に全会一致に至った次第です。以上報告します。

○山口会長

ありがとうございます。

以上のような報告でございますが、委員の皆さんから何か補足、御意見等ございませんでしょうか。

○松下委員

はい。

○山口会長

では、松下委員、お願いします。

○松下委員

はん用の専門部会の使用者側委員を務めました松下です。

今御説明いただいたことで、間違いはないのですが、少し補足させていただきます。

使用者側の再検討の 63 円の根拠について、言及がなかったので、補足しますと、地域最低賃金、地賃の B ランクの目安が 63 円というのを根拠として挙げさせていただきました。

最後に労働者側から来年のことのお話が出てきたのですが、基本的には、使用者側も地賃の 64 円、目安の 63 円、そのあたりは従来から重視はさせていただいておりまして、来年、予測として、かなりの引上げも考えられる場合もそこを考慮した話し合いができるかということだったので、そこは必ず考慮すべき要素であるということで御回答させていただいたということを補足させていただきます。以上です。

○山口会長

ありがとうございます。

その他御意見等ございませんでしょうか。

○各委員

(特になし)

○山口会長

それでは、続きまして、電子部品等製造業と計量器等製造業の専門部会について、部会長の私の方から、説明させていただきたいと思います。

まず、電子部品等製造業の最低賃金の専門部会についての報告でございます。

審議結果につきましては、現行の 1,053 円から改正額 1,117 円、引上げ額プラス 64 円で全会一致により、9 月 16 日に結審いたしました。

審議内容についてです。専門部会は、8 月 22 日と 8 月 28 日に改正必要性について、審議を行い、9 月 16 日に金額審議を行うという形で、3 回開催いたしました。

改正必要性の審議についてですが、1 回目の審議において、労働者側は最も低い労働協約額と現行の特賃額との間に 155 円の差があり、未組織労働者へ波及させる必要があること、2025 年の春闘は人手不足や物価上昇の継続で、昨年度の水準を上回る引上げになっていること、特賃の対象者は基幹的労働者であり、労働条件を引上げることが産業の魅力になること、2023 年闘争以降、電機連合と電経連との 3 年かけて産業別最低賃金の水準を高卒初任給に準拠させていくことを労使共有事項として確認しており、昨年同様産業別最低賃金は高卒初任給の引上げを上回っていることから、改正の必要性がありと主張されました。

使用者側は、県下の経済・雇用情勢は緩やかな回復にあるという評価だが、一方で企業の倒産件数は増加し、負債総額は大幅に減じていることから中小規模事業者の倒産増加の可能性は否定できない。昨年度の最低賃金引上げが中小規模事業者の負担になっている可能性も否定できない。地域別最低賃金の大幅かつ急激な上昇の継続は、特に中小規模事業者に対して非常に大きな影響があり、企業の存続や雇用そのものに影響が懸念され、来年以降も地域最低賃金の大幅な改定が見込まれることから、特定最低賃金の改正に関しては必要性なしとの御主張でした。

2 回目の審議において、産業別の魅力を引き継ぎ発信し続ける点において、改正の意義があるということから労使の意見が一致し、改正の必要性ありとして全会一致で合意いたしました。

金額改正の審議については、9 月 16 日の審議において、労働者側は 2025 年の春闘結果を踏まえ、概ね 9 % の引上げを求めたいが、影響が大きいため、使用者側の受け入れやすい影響率 20 % 台となる 66 円引上げの 1,119 円を主張されました。

使用者側は、電子部品産業では重層的に中小零細企業が多く、大幅な賃金引上げは当産業の弱体化に至りかねず、来年も地域最低賃金の大幅引上げが見込まれることから改正後

の地域最低賃金にプラス 1 円となる 64 円の引上げ 1,117 円を主張されました。

その後、公労、公使、労使の話し合いを行い、労働者側が歩み寄りプラス 64 円の 1,117 円で三者合意となり、全会一致で結審いたしました。

以上が電子部品等製造業最低賃金専門部会の審議経過になりますが、御意見、御質問等ございますでしょうか。

○各委員

(特になし)

○山口会長

それでは、引き続き計量器等製造業最低賃金専門部会について、報告いたします。

審議結果ですが、現行の 1,053 円から改正額 1,117 円、引上げ額プラス 64 円で、全会一致にて、9 月 17 日に結審いたしました。

審議内容につきましては、8 月 20 日、9 月 1 日に改正の必要性、9 月 17 日に金額審議を行い、計 3 回開催されました。

改正必要性の審議については、第 1 回目において、労働者側は、物価上昇への対応、業界として人材確保の観点から賃金額の魅力を維持するために改正の必要性ありと主張されました。使用者側は、兵庫県最低賃金の答申は 64 円アップと急激な上昇であり、この金額以上に支払うのは困難であり、賃上げについては各企業の裁量で図っていくべきであり、改正の必要性なしと主張されました。

その後、公益が労使それぞれと審議を進めましたが、合意に至らず、計量器等製造業最低賃金の在り方を含め、継続審議となりました。

第 2 回目の審議において、労働者側は、計量器等製造業の人材確保・定着化を図るため賃金で優位性を持たせ、当該産業で 30 歳ぐらいの熟練工が家庭を持てる賃金になるよう産業全体の賃金の底上げのため、当該産業の特賃の大きな引上げを審議することが必要であるため、改正の必要性はあると主張されました。

一方、使用者側は県下の当該産業の適用労働者数が 2 千人程度であり、うち、2 つの労働組合で過半数を占めており、当該産業の特賃を維持・継続していく意味があるのかという疑問があり、中小規模事業者の中に今年の地域最低賃金の 64 円の引上げが厳しいところがあると主張されました。

その後、労使協議を経て、専門部会は小規模事業者の声を把握し、労使で協議する場としていくべきであり、当該産業の特賃を継続するか否かを今後も丁寧に議論していくことを前提に、今年度については改正決定の必要性を認めたいと主張されたことから、全会一致で合意いたしました。

金額改正の審議については、9 月 17 日の審議において、労働者側は他業種との優位性、特に電子部品等製造業の特賃より優位性を高めたい。春闘における大幅賃上げを未組織労働者にも波及させるため、地域最低賃金の引上げ額であるプラス 64 円より影響率の高い 66 円の引上げ 1,119 円を主張されました。

使用者側は、2025年の地賃は目安額に1円上積みするプラス64円で決まっており、賃上げしないと雇用が確保できないことを事業者は認識している。この引上げ額を維持して賃金を支払うことは小規模事業者の体力は厳しいということで、64円引上げの1,117円を主張されました。

その後、公労、公使、労使会議を重ねた結果、労働者側が歩み寄り64円引上げの1,117円で三者合意となり、全会一致で結審いたしました。

以上が計量器等製造業最低賃金専門部会の報告でございます。

何か、御質問、補足等ございますでしょうか。

○各委員

(特になし)

○山口会長

全体でも構いませんが、ただ今の報告につきまして、補足、御意見等ございましたら。

○各委員

(特になし)

○山口会長

それでは、続いて、輸送用機器製造業の専門部会について、報告をお願いしたいと思いますが、本日は部会長の千田委員が欠席されていますので、代わって事務局から報告をお願いいたします。

○安積賃金室長

はい、事務局より輸送用機械器具製造業について、御報告させていただきます。

まず、審議結果につきましては、現行額が1,126円のところ、引上げ額プラス62円、5.51%の引上げ、改正額1,188円で結審しました。

全会一致により、令和7年9月29日に結審しております。

審議内容につきましては、この専門部会につきましては、8月22日、9月9日の2回必要性審議を行い、9月25日、9月29日の2回金額審議を行いました。

必要性の審議についてですが、1回目の審議において、労働者側委員からは、今年の連合兵庫の春闘での製造業賃上げ率平均5.18%を未組織労働者に波及させる必要があるということで、改正の必要性ありという御主張がありました。

一方、使用者側委員の方からは、中小企業は賃上げの限界が近づいており、引上げが難しいことから改正の必要性なしという御主張がありました。

2回目の審議につきましては、労働者側からは春闘の結果を未組織労働者に波及させる必要があるとの御主張があり、使用者側からは、地域最低賃金が大幅に引き上がる中、業

界における人への投資は個々の経営者が考えるべきとの御主張がありました。

その後、公労、公使、労使会議をそれぞれ重ねた結果、最終的には改正の必要性ありということで、全会一致で合意に至りました。

続きまして、金額改正の審議につきましてですが、1回目の審議では、労働者側からは、今年度の基礎調査結果の特性値の中位数が前年対比プラス6.3%の実態を踏まえ、71円引上げの1,197円の御主張がありました。

一方、使用者側からは、現状で地域別最低賃金を大幅に上回る中、特定最低賃金として引上げることは最小限にすべきとして1円引上げの1,127円の御主張がありました。

その後、公労、公使、労使会議をそれぞれ経て、労働者側からは今年の地域別最低賃金の引上げ率を踏まえ、68円引上げの1,194円が再提示され、使用者側からは消費者物価指数2.7%を踏まえ、30円引上げの1,156円が再提示されました。金額の隔たりが残ったまま、審議が継続となりました。

2回目の審議につきましては、労働者側から再検討した結果としまして、連合春闘回答の有期・短時間・契約等労働者の引上げ率5.81%を踏まえ、65円引上げの1,191円が再提示され、使用者側からは、前回再提示金額と同じ影響率内の最大引上げ額となる36円引上げの1,162円の再提示がなされました。

その後、公労、公使、労使会議をそれぞれ踏まえた結果、金額の隔たりは埋まらず、労使それより公益側に意見を委ねるということになりました。

最終的に、公益側委員の方から、2025年の連合兵庫の春闘で製造業300人未満規模の賃上げ率5.24%を採用し、算出した引上げ額59円に加えて、労働組合未加入労働者への波及として、同じ影響率内の最大引上げ額となる62円引上げの1,188円の提示がありました。

その結果、最終的には、その公益案に対し、全会一致で結審いたしました。

同専門部会の報告は以上となります。

○山口会長

ありがとうございます。

今の報告につきまして、補足、御意見、御質問等ございますでしょうか。

○各委員

(特になし)

○山口会長

ありがとうございます。

以上のように、各部会の経過等について、御報告いただきましたが、御意見、御質問等など他に何かございますでしょうか。

○各委員

(特になし)

○山口委員

以上は報告ということになっておりますので、この形で金額改正なされるということになります。

他になければ、議題（3）に移りますが、委員の方から何かございますでしょうか。

○各委員

(特になし)

○山口部会長

議題（3）の方で、事務局から、何かございますでしょうか。

○安積賃金室長

特にございません。

○山口会長

それでは、本日の議題については、これで終了したいと思います。

次回開催等について、事務局から説明をお願いいたします。

○安積賃金室長

次回の審議会の日程についてですが、各特定最低賃金につきましては、今後異議申出があった場合、異議審を10月20日月曜日10時から開催するということを予定しております。

なお、金額改正審議を行った各専門部会で結審してから、15日間の異議申出期間をそれぞれ設定しております、最後の専門部会となりました鉄鋼業の結審は昨日でしたので、その場合の異議申出期限が10月16日木曜日となっております。

なお、例年特定最低賃金の異議審につきましては、異議申出がなかった場合は中止とさせていただいております。

そのため、特に急ぎの審議事項もなく、異議の申出もなかった場合につきましては、異議審を中止とさせていただき、その次の本審は3月初旬頃で別途日程を調整させていただきたいと考えております。

その際の3月の本審では、特定最賃の意向表明の確認、次年度の進め方、実地視察等を議題として、開催させていただければと考えております。

その御確認をお願いいたします。

○山口会長

では、次回ですが、特に現時点で早急に審議を要する事項はないと思われます。そのた

め、次回 10 月 20 日の審議会については、異議申出がなければ、中止で構わないと思いますが、よろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○山口会長

また中止した場合は、次の審議は 3 月初めに開催したいと思います。
そちらの方もよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○山口会長

では、次回については、異議申出がなかった場合は、3 月初旬頃の開催をしたいと思います。

開催日時については後日事務局で調整してください。

また、次回も公開として、開催することとします。

他に事務局から何かありますでしょうか。

○安積賃金室長

先ほどの異議申出がなかった場合の中止について、少し補足させていただきます。

10 月 20 日予定の異議審が中止となった場合につきましては、事務局から各委員の方に中止の御連絡をさせていただきたいと思います。

一応 10 月 17 日金曜日中に各委員の方にメール等でお伝えさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○山口会長

ありがとうございます。

それでは、最後になりましたが、局長から御挨拶の申出がございましたので、局長、よろしくお願ひいたします。

○金成労働局長

審議会の委員の皆様方には、日頃より最低賃金行政の円滑な推進に御理解、御協力をいただいておりますことに厚く御礼を申し上げます。

さて、兵庫県の特定最低賃金につきましては、本年 7 月 18 日に諮問させていただき、7 件の特定最低賃金につきまして、改正の必要性の有無の結審をいただき、そのうち 6 件につきましては、金額改正の審議を経て、答申をいただいたところでございます。

地域別最低賃金の審議に引き続き、大変お忙しい中、例年以上に厳しい日程調整にも御協力いただきながら、慎重かつ熱心に御審議をいただきまして、大変にありがとうございました。

また、各専門部会の委員を務めていただき、審議会運営に御尽力を賜りましたが、本日はおられない公労使各委員の皆様にも、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

今後は12月1日の発効に向けて、法令に基づき、手続きを進めてまいりますとともに、最低賃金の周知と履行確保に重点を置いて円滑な施行に取り組んでまいります。

特にこの特定最賃の周知につきましては、各業界団体の皆様との連携と御協力が重要でございますので、関係する業界団体の御協力をいただきますとともに、兵庫県各自治体、労使団体の皆様との連携、御協力をいただきながら、効果的な周知に努めてまいりたいと考えております。

また、兵庫県最低賃金につきましては、明後日10月4日から時間額1,116円で発効する予定となっております。

現在労働局では、労使団体、関係機関、県を始めとした各自治体の皆様に改正額の周知について御協力を要請するとともに昨年に引き続き大幅な引上げとなる中で中小企業、小規模事業者に対する業務改善助成金を始めとした支援策の活用につきましても、あらゆる機会を通じて、周知に取り組んでいるところでございます。

本年度最後の本審は来年3月に開催を予定しておりますが、例年どおりであるといたしますと実質的な審議は本日が最後となります。

特定最低賃金の改正決定に係る答申並びに本年度の円滑な最低賃金審議会の運営に当たりまして、改めまして、各委員の皆様の御尽力に対しまして、心から感謝を申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

委員の皆様、大変にありがとうございました。

○山口会長

局長、ありがとうございます。

では、本日はこれで終了といたします。

どうもお疲れ様でした。

ありがとうございました。

山口 隆英

森田 直樹

松岡 直哉